

●出品規格

出品規格は次のとおりとする。(全国健康福祉祭「美術展」出品規格に準ずる。)

(1) 日本画の部

ア 水墨画を含む。

イ 10号(53.0cm×33.3cm)以上、50号(116.7cm×116.7cm)以内とする。

ウ 額装をする。ガラス、屏風、軸装は不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む。)は6cm以内とする。

(2) 洋画の部

ア 油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画などとする。

イ 10号以上、50号以内とする。(版画については、10号未満も可とする。)

ウ 額装をする。ガラスは不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む。)は6cm以内とする。

(3) 彫刻の部

ア 高さ200cm×幅100cm×奥行100cm以内とする。

イ 重量は200kg以内とする。

(4) 工芸の部

ア 工芸作品(陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、その他)とする。

イ 立体作品は高さ60cm以内とし、平面(壁面を含む。)作品は50号以内とする。なお、額装した作品で30号以上の作品については、額装の幅(マットを含む。)は6cm以内とする。

ウ 屏風は二曲とし、平面時のサイズは高さ149cm×横140cm以内とする。

エ 着物は、高さ170cm×幅170cm以内とし、展示具とともに出品すること

(5) 書の部

ア 漢字、かな、篆刻、調和体及び前衛、刻字を問わない。

イ 額・枠・軸装いずれも可。表装仕上がり寸法は、1.5m以内とし、縦形式は一辺が242cm、横形式は一辺が182cm以内とする。なお、ガラスは不可とし、重量は10kg以内とする。

ウ 篆刻作品は印影のみの作品とし、縦39cm×横30cm以内の額装とする。刻字作品の大きさもこれに準ずる。

エ 釈文を、作品の裏面に貼付すること。

(6) 写真の部

ア カラー、モノクロを問わない。

イ 長辺が50cm以上、90cm以内の単写真とする。

ウ 木製パネル仕立て又は額装とする。額装の場合は、ガラスは不可とする。

エ 画像加工処理は不可とする。

※ なお「山梨県シルバー作品展」出品作品に選考され、同作品展において優秀賞(全国健康福祉祭【ねんりんピック】美術展 山梨県代表作品)に選考された場合は、必要に応じて開催地実行委員会が定める「美術展出品規格」のとおり仕立て直すものとする。(写真の部については、入選作品集の印刷用として、同一写真〔キャビネ版(13cm×18cm程度)、光沢のあるもの〕を提出するものとする。)